平成２１年（フ）第５２５号
山梨県甲府市青葉町８番17号　ツイングリナリーＡ－１Ｆ
債務者　大内　　学
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２６号
山梨県甲府市青葉町８番17号　ツイングリナリーＡ－１Ｆ
債務者　大内　京子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３７号
山梨県甲府市宮原町39番地13ルーミー５号館101
債務者　神田　　幸（旧姓中根）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４２号
山梨県中央市布施1819番地ニューハイム石原３
債務者　ＦＥＲＲＥＩＲＡ　ＪＯＳＥ　ＦＵＧＩＴＡ（藤田ジョゼ）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５５４号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門3663番地県営富士見団地７号棟406号室
債務者　エノキ・アリアラン・ウーゴ（ＥＮＯＫＩ　ＡＲＲＩＡＲＡＮ　ＨＵＧＯ）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７号
山梨県韮崎市龍岡町下條東割578番地１
債務者　横内　和仁
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９号
山梨県甲斐市篠原536番地２　戸栗住宅10号
債務者　有泉　一久
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１号
山梨県南アルプス市浅原598番地１
債務者　深澤　直美
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６７６号
岐阜県郡上市八幡町島谷1331番地
債務者　藤村　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７６５号
岐阜県各務原市那加浜見町２丁目10番地３
債務者　元山　佳則
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８４３号
岐阜市今小町５番地　江崎ビル302号、住民票上の住所岐阜市長良城西町１丁目33番地１
債務者　野々村さやか
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第８号
岐阜県羽島市下中町城屋敷180番地３
債務者　河合　清一
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１７号
岐阜市西野町７丁目２番地
債務者　古田　聡子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１９号
岐阜市近島５丁目11番５号
債務者　中野　紗香
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２２号
岐阜市上土居863番地１レスポワール中野北棟201号室
債務者　伊藤　百恵
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２７号
岐阜県関市下有知2755番地１
債務者　平野　　融
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４４号
愛知県岡崎市羽栗町字多賀屋敷38番地２
債務者　大庭美佐子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係